

NEW ドギーバッグアイデアコンテスト 実施要綱

環境省 環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

1. 趣旨

食品ロスの削減については、2015年に国連において取りまとめられた持続可能な開発アジェンダ（SDGs）を踏まえ、我が国として、食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標の達成に向け、取組を進めています。昨年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行され、食品ロスの問題に対する社会の認知度は高まっており、その削減に向けた社会的な機運が高まっています。

外食産業は、事業系食品ロス発生量の約20%（133万トン）を占めていますが、その削減には小盛メニューの導入や需要予測精度の向上等の事業者自身の取組に加え、利用者による食べ残しの削減が重要です。また、食べ残しの削減には、まずは利用者が食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにし、仮に食べることができなかつた場合でも料理を外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ることができることが重要です。

食べることができなかつた料理の持ち帰りは、我が国においても、以前は「折り」や「折り詰め」により行われてきましたが、今は一般的に行われているとはいえない状況です。一方、欧米においては、持ち帰り容器は、ドギーバッグとして一般的に認知され、利用されています。

そこで、国内でも、持ち帰りに関する留意事項を十分に理解して希望する者が、食べることができなかつた料理について、自己責任で持ち帰ることを身近な習慣として広め、利用者とお店の相互理解のもとで、飲食店等（ホテル等の食事の提供を伴う事業を実施している事業者を含む。以下同じ）における持ち帰りの実践を促す社会的な機運醸成を図ることを目的として、「NEW ドギーバッグアイデアコンテスト」を実施します。せっかくのお料理を残さず持ち帰りおいしくいただくことによって、食品ロスの削減の推進を図るため、たくさんのお応募をお待ちしております。

2. 主催

環境省、消費者庁、農林水産省、ドギーバッグ普及委員会

3. 応募対象

次の2部門について、御提案を募集します。複数の部門への提案を含む形で御応募をいただくことも可能です。

■部門①：ネーミングの部

「ドギーバッグ」は家で待つ飼い犬のため（と言い訳をして）持ち帰るということに由来

するといわれています。しかし、せっかく提供された料理は、食べることができなかった場合でも、自分や家族のために持ち帰って、食品ロスの削減にもつなげたいものです。そこで、その気持ちをわかりやすく伝えるため、「飲食店等で食べることができなかった料理を持ち帰る行為」についての新しいネーミングを募集します。

■部門②：パッケージデザインの部

実際に利用者が持ち帰るために、持ち帰りやすく、魅力的なデザインで、かつ、衛生面にも配慮された持ち帰り用のパッケージデザインを募集します。応募に当たっては、以下 2 種類の方法があります。

a. 形状、素材を含め全く新しいデザインの容器の御提案

b. 既存の容器の形状を活用し、印刷される絵柄等に関するオリジナルデザインの御提案

b については、福島県が作成した「Take Out Box」、ドギーバッグ普及委員会の作成するリターナブルなドギーバッグの各白紙バージョンを特設サイトよりダウンロードいただき、作成いただくものとなります。

4. 応募資格

部門①

どなたでも御応募いただけます。

部門②

以下の 2 区分で募集を行います。

① 一般の部（プロアマ問わずどなたでも応募いただけます。）

② 子供の部（中学生以下の方々を対象に、既存の容器へのデザインのみを対象としたものです。）

※中学生以下の方も一般の部への応募は可能です。

5. 応募方法

食品ロスポータルサイト内の特設サイトより御応募ください。部門②において、実際に容器を制作された場合も、まずは、その概要、写真、PR ポイント等のわかるものを PDF データとして作成し御提出いただき、最終審査に残られた方のみ制作物の御提供をお願いいたします。記載内容の詳細については別添を御確認ください。

6. 応募締め切り

令和 2 年 8 月 1 6 日（日） 2 4 : 0 0

7. 審査の視点

各部門について、主として以下のような観点を踏まえて審査を行う予定です。

■部門①

・飲食店等と利用者との相互理解のもと、利用者が衛生面のリスクなどを十分に理解した上

で、自己責任で料理を持ち帰り、食品ロスを減らす取組を行うことが、スマートなライフスタイルであることが伝わるか。

- ・広く一般的に抵抗なく受け入れられる言葉であるか。
- ・ものを大切にする日本文化を表した言葉であることや、日本を訪れる海外の方々にも伝わりやすい言葉であることが望ましい

■部門②

○機能面

- ・料理を持ち帰る上で、こぼれ等の不安無く安心して持ち帰ることができるか。また、手で持つ又は鞆に入れる等の方法で持ち帰る際に、持ちやすい形状、デザインとなっているか。
- ・繰り返し使うことを想定する場合、利用者が自ら飲食店等に持参する、または日常的に持ち歩くことを想定し、持ち運びをしやすい形状、デザインとなっているか。
- ・飲食店等から提供する場合、店舗での容器の保管や組立、配布、料理の詰め替えに適した形状か。また、飲食店等が導入する際普及しやすい価格で制作できる見込みがあるか。

○デザイン面

- ・使ってみたいと思えるような魅力的なデザインか。
- ・利用者以外に対しても自己責任で料理を持ち帰り、食品ロスを減らす取組を行うことが、スマートなライフスタイルであることが伝わり、広まっていくようなデザインであることが望ましい。

○衛生面

- ・持ち帰る時間等を考慮し、衛生的な状態を必要な時間維持できるか（例：異物が混入しづらい構造、菌の繁殖を抑える素材の利用など）。
- ・繰り返し使うことを想定する場合、家庭で洗いやすく衛生的な状態を保つことができるか。

○環境面

- ・環境負荷の少ない素材（例：リサイクル材や再生可能資源など）を使用しているか
- ・繰り返し使える、リサイクルしやすいデザインとするなど、ライフサイクルでの環境負荷を減らす工夫をしているか。

※上記審査の視点は、審査に当たって考慮される事項であり、応募に当たっては、必ずしもこれらの要件をすべて満たす必要はありません。

8. 各賞

■部門①：ネーミングの部

- ・大賞（1作品）（副賞 10万円）

■部門②：パッケージデザインの部

(一般の部)

- ・最優秀賞（1作品）（副賞 30万円）
- ・優秀賞（2作品）（副賞 各5万円）
- ・奨励賞（3作品）（副賞 各1万円）

(子供の部)

- ・最優秀賞（1作品）（副賞 クオカード1万円分）
- ・優秀賞（2作品）（副賞 各クオカード2千円分）
- ・奨励賞（10作品）（副賞 各クオカード5百円分）

○特別賞

- ・福島県賞「福島県知事賞」（1作品）（副賞 福島県産品等）
- ・群馬県賞「あっぱれぐんまちゃん賞（クールに持ち帰りま^{しょう}賞）」（1作品）
（副賞 群馬県産品等）

※副賞については、協賛団体からの協賛によりドギーバッグ普及委員会より提供

9. 選考・表彰

- ・下記の有識者等で構成する委員会における審査により、各賞を決定します。
- ・後日、環境省内において表彰式を開催する予定です。

御名前	所属	役職等
浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂	准教授
一色 賢司	北海道大学	名誉教授
	(一財) 日本食品分析センター	学術顧問
大熊 拓夢	オイシックス・ラ・大地株式会社	コーポレートコミュニケーション部 部長
後藤 国弘	株式会社ドライブディレクション	代表取締役
小林 富雄	愛知工業大学経営学部経営学科	教授
	(一社) サステナブルフードチェーン協議会	会長
佐々木 ひろこ	フードジャーナリスト	
	(一社) Chefs for the Blue	代表理事
◎関 龍彦	株式会社講談社 FRaU SDGs	編集長
関根 健次	ユナイテッドピープル株式会社	代表取締役
	(一社) 国際平和映像祭	代表理事

宗林 さおり	(独) 国民生活センター	理事
藪田 綾子	株式会社クレアン	代表取締役
谷崎 テトラ	京都芸術大学	客員教授
中村 勝宏	日本ホテル株式会社	統括名誉総料理長
福島 治	東京工芸大学デザイン学科	教授
	株式会社フクフクプラス	取締役
室谷 真由美	ビューティーフード協会	代表理事
百瀬 則子	ワタミ株式会社	執行役員
		SDGs 推進本部長
吉高 まり	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経営企画部	副部長 プリンシパル・サステナビリティ・ストラテジスト
	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科	非常勤講師

※◎は審査委員長を示す

※表記は五十音順とする

10. 応募作品について

部門②において応募いただいた作品は、今後、持ち帰りの促進に取り組む地方公共団体や食品関連事業者等の参考となるよう、主催省庁及びドギーバッグ普及委員会のホームページにおいて掲載させていただく場合があります。

11. 受賞後の取組

- ・ 主催省庁及びドギーバッグ普及委員会のホームページへの掲載、関係省庁において実施する普及啓発事業における活用等を予定しています。
- ・ その他、地方公共団体や協賛事業者等が行う各種イベント等で活用いただくことが想定されます。

【注意事項】

※応募作品については、未発表のものに限ります。ただし、作品の一部に既存のドギーバッグ等を使用しても問題ありません。

※採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、商品化権、意匠権その他の知的財産権及び所有権については、環境省に無償で譲渡するものとします。また、応募者は採用作品について著作者人格権を行使しないものとします。

※応募作品の全部又は一部に他人の著作物（画像、データ等）、意匠、商標その他の知的財産権（以下「他人の著作物等」といいます。）を使用する場合は、応募者の責任において、これらの権利者（以下「著作者等」といいます。）から、事前に本コンテスト応募に対する使用許諾を得るなどの処置を行ってください。

※採用作品の全部又は一部に他人の著作物等を含む場合、応募者に著作権等から環境省による使用（協賛企業等の第三者による使用を含む。）についての使用許諾を取得していただきます。なお、知的財産権に関して問題が生じた場合は応募者の責任で対応していただきます。

※応募者は、応募の時点で上記条件をあらかじめ承諾したものとみなします。

※ご提供いただく個人情報は、本コンテストの運営業務、参加者への連絡、報告書作成など本コンテストを運営する目的で使用し、その範囲を越えて使用しません。

※副賞の送付・入金につきましては、受賞連絡の際に事前に協賛団体から連絡させていただきます。

(以上)